

タイトル	提出先	発信日
『「意匠審査基準」改訂案に対する意見募集』に関する意見	特許庁 審査第一部意匠課 審査基準室	2020年1月9日

1. 関連意匠の保護拡充部分

(1) 『第Ⅴ部 関連意匠 3.7.6 公知となった自己の意匠に、自己が創作した他のもの(以下、「自己の他のもの」という。)又は他人が創作したものが加えられている場合の意匠法第10条第2項及び同 第8項の規定の適用について』

意匠審査基準(案)第Ⅴ部 関連意匠 3.7.6

公知となった自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、自己の意匠を区別して認識出来る場合は、審査官は、付加された自己の他のもの又は他人が創作したものを除いた、関連意匠として意匠登録を受けようとする意匠の基礎意匠又は基礎意匠に係る関連意匠と同一又は類似の自己の意匠を、新規性や創作非容易性の判断の基礎とする資料から除外する。

< 評価 >

意匠審査基準案の記載内容の方向性に賛同致します。

< 理由 >

真正品(基礎意匠)に一部創作を加えた模倣車が発生した場合、この模倣車が第三者意匠であることから、これが公知意匠となり、真正品(基礎意匠)の関連意匠出願が行えなくなる事象が発生し得ます。

そのため、模倣車を引例とする際には先行意匠(基礎意匠など)に表れる以外の創作部分を類似判断要素とする規定が必要です。

これにより、自動車業界の懸念事項を回避することが可能となります。

(2)但し、以下の点について要望致します。

< 要望 >

出願中の基礎意匠(真正品)への適用をも図れることが明確となるよう、「公知となった自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、…」の「公知となった」を削除いただき、以下への記載変更をお願い致します。

「自己の意匠に自己の他のもの又は他人が創作したものが加えられている場合であっても、…」

< 理由 >

近時の模倣はその手段も巧妙化しており、モデル公開前にスパイショットなどによる情報から模倣車を製造・販売することもあり、拡充いただいた関連意匠制度を真の出願人が十分に活用することが困難となることが想定されます。前記記載の変更により、出願中の基礎意匠(真正品)への適用をも図れることが明確となり、拡充いただいた関連意匠制度を真の出願人が十分に活用し、コーポレート及び製品ブランディングをも構築することが可能となります。

2. 「建築物」の保護

(1) 『第 部 第2章 建築物の意匠』について

< 評価 >

審査基準案は、これまで保護対象となっていなかった不動産(建築物)が保護対象となることで、類否判断がどのように行われるのか危惧しておりましたが、一定の類否判断基準をお示しくださり、歓迎致します。

3. 「内装」の保護

(1) 改正意匠法第 8 条の 2 に記載されております「内装の意匠」の保護対象に「自動車の内装」を含めることについて

改正意匠法 第 8 条の 2

店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（（新設）以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができる。

意匠審査基準（案）第 部 第 4 章 内装の意匠

6.1.1 意匠を構成するものであること

…以下の（１）から（３）の要件を全て満たすものでなければならない。

（１）店舗、事務所その他の施設の内部であること（ 6.1.1.1）

（２）複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること（ 6.1.1.2）（３）内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること（ 6.1.1.3）

意匠審査基準（案）第 部 第 4 章 内装の意匠

6.1.1.1 店舗、事務所その他の施設の内部であること

（１）店舗、事務所その他の施設に該当すること

…また、上記要件を満たす場合は動産を含む。…

< 評価 >

自動車の内装が保護対象となるか明確な記載がありません。しかしながら、『第 部 第4章 内装の意匠 5.1「意匠に係る物品」の欄の記載』の『< 上記の各要件を満たした記載の例 >』には、「高速バス用内装」との記載があり、これが保護対象であると理解できます。

< 要望 >

今後、高速バス以外の自動車においても、移動手段のみならず簡易店舗やオフィスなどをも含む多目的空間を提供するモビリティへ進化することが考えられますので、自動車の内装においても、改正意匠法第 8 条の 2 の「内装の意匠」の保護対象であることを審査基準に明記いただき、『第 部 第4章 内装の意匠 6.2.3(3)内装の意匠と物品の意匠の用途及び機能の類否判断』に記載される様に、用途及び機能においては詳細な比較ではなく「共通性」を以て判断されることを要望致します。

< 理由 >

これにより、従来の自動車の部分意匠として権利化していたインテリア(内装)の類否判断においては、その対象が「自動車」に限定されることなく用途及び機能について共通性を以て判断されることで、インテリア(内装)の保護が充足されることとなります。

4. 「画像」の保護

(1) 『第 部 第1章 画像を含む意匠』について

改正意匠法第2条1項では、意匠の定義として「…画像(機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。…)」が記載されております。

改正意匠法 第2条

この法律で「意匠」とは、物品(物品の部分を含む。以下同じ。)の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合(以下「形状等」という。)、建築物(建築物の部分を含む。以下同じ。)の形状等又は画像(機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限り、画像の部分を含む。次条第二項、第三十七条第二項、第三十八条第七号及び第八号、第四十四条の三第二項第六号並びに第五十五条第二項第六号を除き、以下同じ。)であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

<評価>

自動車及びオートバイなどの灯火器(フロントコンビネーションランプやリアコンビネーションランプ)において、近時はその輪郭、リフレクターなどの内部構造形状のみならず、車幅灯、制動灯や尾灯などの「発光時の光形状(光模様)」をも含めデザインの独自性を表現しております。しかしながら、輪郭、および内部構造に関しては、現行意匠法での保護を受ける事が可能であるものの、「発光時の光形状(光模様)」については登録要件を満たすのか現状不明確となっております。

<要望>

自動車及びオートバイの灯火器における「発光時の光形状(光模様)」においても改正意匠法第2条1項による保護対象となるよう明記されることを要望致します。

<理由>

スマートフォン、PC画面などに表示される画像の例示は多いものの、保護対象その範囲が一部不明確(自動車及びオートバイの灯火器における「発光時の形状(光模様)」が保護対象になるかどうか)となっております。

近時のフロントコンビネーションランプに内蔵される車幅灯は創作性が高いものがあり、これが通電し発光することで自車位置を周囲に認識させるという「機能」を発揮します。リアコンビネーションランプにおいては、制動灯により自車が制動中であること、尾灯により自車位置を周囲に認識させるという「機能」を発揮致します。

これらが「画像」の登録要件である「機能」の発揮を行っていること、および、機能を満足させながら独自性を表現していることから、フロント/リアコンビネーションランプの「発光時の形状(光模様)」についても「画像」として保護対象となることを明記して頂くようお願いするものです。

以上